

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (同) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退 (同) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 土地改良事業の施行の同意(五件) (北部地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 公安委員会 (同) 四
- 少年指導委員の委嘱について (同) 四
- 宮城県公報第二一四三号中 (同) 七
- 宮城県告示第三二一三三号 (同) 七

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 設置者名 | 指定年月日 |
|------------|--|----------------------|------------------------|------------|
| ○四一〇二〇〇五九 | 第二ひたかみ園 石巻市蛇田字小齋三十二・二 | 生活介護 | 社会福祉法人石巻祥心会 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一〇二〇〇五七〇 | つくし 石巻市鹿又字扇平百四十・三 | 生活介護 | 社会福祉法人石巻祥心会 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四二二八〇〇一〇四 | やくらいアットハウ ス 加美郡加美町字上野目薬師堂二十番地 | 生活介護 就労継続支援B型 | 加美町 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五二〇〇六三五 | こまくさ苑 仙台市青葉区荒巻神明町二番十号 | 生活介護 | 社会福祉法人なのはな会 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五二〇一〇六二 | セントケア旭ヶ丘 仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目二十四番七号 | 居宅介護、 訪問介護、 重度 | セントケア東北株式会社 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五二〇一〇九六 | とちのき 仙台市青葉区錦町一丁目三番九号 | 生活介護 | 社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五二〇一〇一四 | 国見はげみホーム 仙台市青葉区国見五丁目九番四十号 | 生活介護 | 社会福祉法人仙台はげみの会 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五二〇一〇八八 | ウエック一番町ケア ステーション 仙台市青葉区一番町一丁目一番三十号南 町通有楽館ビル5階 | 居宅介護、 訪問介護、 重度 | 株式会社ウエック 株式会社パートナーズ | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五四〇〇五九七 | わらしべ舎西多賀工 房 仙台市太白区西多賀三丁目一番二十五号 | 生活介護 就労継続支援B型 | 社会福祉法人わらしべ舎 | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一五四〇〇七八七 | 訪問介護ステーション けあふる 仙台市太白区三神峯二丁目一番五十三号 | 居宅介護、 訪問介護、 重度 | 株式会社MI | 平成二十二年四月一日 |
| ○四一三七〇〇三八五 | 僕の家 私の家 富谷町太子堂一丁目 十四番一号 | 共同生活介護 共同生活援助 | 特定非営利活動法人幸創 | 平成二十二年四月一日 |

○宮城県告示第三二一四四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | |
|-------|------------|------|--------------------------|-------------|----------------------------|-------|------------|
| 事業所番号 | 〇四一五二〇〇五八三 | 設置者名 | 特定非営利活動法人フルハウス | 事業所の名称及び所在地 | フルハウス 仙台市宮城野区松岡町十七 一 | 変更年月日 | 平成二十二年四月一日 |
| 変更前 | フルハウス | 変更後 | コッペ 仙台市宮城野区松岡町十七 一 | | | | |

〇宮城県告示第三百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | | | |
|------------|------------------------------|-------------|----------------------------------|----------------|------------|------|-----|--------------|--------------|
| 事業所番号 | 〇四二二八〇〇〇六一 | 事業所の名称及び所在地 | 加美町障害者自立支援センター 加美郡加美町字六畑五十九・一 | 廃止した指定障害福祉サービス | 自立訓練（生活訓練） | 設置者名 | 加美町 | 廃止年月日 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四一五二〇〇五八三 | フルハウス 仙台市泉区南光台東三丁目十一番三十五号 | 生活介護 | 特定非営利活動法人フルハウス | | | | | 平成二十二年三月三十一日 | |

〇宮城県告示第三百二十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | |
|-------|------------|-------------|--------------------------|------|-------------|-------|--------------|
| 事業所番号 | 〇四一〇二〇〇〇五九 | 事業所の名称及び所在地 | 第二ひたかみ園 石巻市蛇田字小斎三十二・二 | 設置者名 | 社会福祉法人石巻祥心会 | 廃止年月日 | 平成二十二年三月三十一日 |
|-------|------------|-------------|--------------------------|------|-------------|-------|--------------|

| | | | |
|------------|----------------------------------|-----------------|--------------|
| 〇四一五二〇〇六三五 | こまくさ苑 仙台市青葉区荒巻神明町二番十号 | 社会福祉法人 なのはな会 | 平成二十二年三月三十一日 |
| 〇四一五四〇〇五九七 | わらしべ舎西多賀工房 仙台市太白区西多賀三丁目一番二十五号 | 社会福祉法人 わらしべ舎 | 平成二十二年三月三十一日 |

〇宮城県告示第三百二十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十二年四月五日
- 二 商号又は名称等

| | | | | |
|---------------------|----------------------------------|-------------------------|---|-------------|
| 株式会社保志工務店 額田 健 | 角田市藤田字寺岡百十七 | 般・特・十八 二千五百二十 十八号 | 一部廃業 特定建設業 ほ装工事業 | 平成二十二年三月五日 |
| 北都ハウス工業株式会社 巽 國雄 | 仙台市太白区ひより台二十五・八 | 般・特・十七 五千八百六 十三号 | 一部廃業 建設業 土木工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 | 平成二十二年三月五日 |
| 有限会社佐藤設 備 仁 | 東松島市赤井字関の内 四号三百五十九・三 | 般・二十一 七千七百五 十号 | 全部廃業 建設業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 | 平成二十二年三月八日 |
| 有限会社梅津工務店 梅津 一郎 | 登米市南方町太田百七十四 | 般・十七 一万二千七 百三十六号 | 全部廃業 建設業 とび・土工事業 | 平成二十二年三月十二日 |
| ボールリング 大場 一正 | 栗原市築館字秋沢加倉 百四十二 | 般・十九 一万四千八 百六十一号 | 全部建設業 一般建設業 さく井工事業 | 平成二十二年三月五日 |
| 丸山建設株式会 社 佐藤 義信 | 刈田郡蔵王町遠刈田温泉 字七丁目原五百七十三 ・百二 | 般・特・二十 一万五千二 百七十号 | 一部廃業 特定建設業 一般建設業 一 防水工事業 | 平成二十二年三月十一日 |

| | | | | |
|----------------------------|--------------------|-----------------|--|----------------|
| 有限会社シーサ ポーツ 良広 | 仙台市宮城野区鶴巻二丁目三・二十九 | 般一十九千六 百七十九号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 | 平成二十二年 三月四日 |
| 東北公栄株式会社 吉川 幹夫 | 仙台市青葉区上杉二丁目三・七・三三三 | 般一十七千七 百七十九号 | 全部廃業 一般建設業 電気工事業 | 平成二十二年 三月九日 |
| 株式会社匠・S ASAKI 佐々木 義孝 | 仙台市太白区八木山本町二丁目六・三 | 般一十八千七 百八十九号 | 全部廃業 一般建設業 建築工事業 | 平成二十二年 三月八日 |
| 有限会社一興業 宇佐美 洋一 | 仙台市泉区松森字内町八十・四 | 般一十八千七 百二十四号 | 全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 | 平成二十二年 三月十日 |
| 仙台ステイプロ パティーズ 阿部 淳 | 仙台市青葉区一番町二丁目十・二十六 | 般一十九千三 十一号 | 全部廃業 一般建設業 建築工事業 | 平成二十二年 三月九日 |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土
木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 くりこま高原停車場伊豆沼線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 変更の区間 | 変更の 前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 栗原市志波姫新熊谷二四八番地先から | 一三・四 一三・八 | 四〇・三 | |

| | | | |
|--|---------------|---|----------------------|
| 同市志波姫新熊谷二四六番一地先まで | 後 | 前 | 後 |
| 栗原市志波姫新熊谷二四八番地先から 同市志波姫新熊谷三五八番一地先まで | 一四・六 一三三・四 | — | 一三・四 一四・六 四〇・三 |

○宮城県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種道路 路の 種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 年 月 日 |
|-----------------|---------------|---|---------------------------------|
| 県 道 | 塩釜七ヶ浜 多賀城線 | 宮城県七ヶ浜町吉田浜字野山五番二七七地先から 同郡同町吉田浜字野山五番二七七地先まで | 平成二十二年 四月六日 |
| 県 道 | 塩釜七ヶ浜 多賀城線 | 宮城県七ヶ浜町吉田浜字宮前一九番一地先から 同郡同町吉田浜字宮前一九番一地先まで | 平成二十二年 四月六日 |

○宮城県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条
第一項の規定により、大崎市が行う土地改良事業（大堰頭首工地区）の施行に平成二十二年三月十五
日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第三百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条
第一項の規定により、大崎市が行う土地改良事業（桑折江頭首工地区）の施行に平成二十二年三月十
五日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、大崎市が行う土地改良事業（三丁目頭首工地区）の施行に平成二十二年三月十五日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、加美町が行う土地改良事業（上川原頭首工地区）の施行に平成二十二年三月十五日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

○宮城県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、美里町が行う土地改良事業（鳴瀬川下流頭首工地区）の施行に平成二十二年三月十五日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月六日

宮城県北部地方振興事務所

公 告

所長 高橋 幸夫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年四月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
宮城郡松島町幡谷字新田五番一、五番六、十二番六十九、二十番、五十六番及び五十六番地先道
地域の名称
宮一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

松島町

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条に規定する少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱について（平成18年宮城県公安委員会告示第81号）、少年指導委員の告示について（平成18年宮城県公安委員会告示第186号）、少年指導委員の告示（平成19年宮城県公安委員会告示第50号）、少年指導委員の告示（平成21年宮城県公安委員会告示第103号）は廃止する。

平成22年4月6日

宮城県公安委員長 畠山 英子

| 活動区域 | | 少年指導委員の氏名及び住所 | |
|---|-------|-------------------|--|
| 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中警察署の | 大久保 紗 | 仙台市青葉区立町5番5号805 | |
| | 遠藤 毅 | 仙台市青葉区本町二丁目9番2号 | |
| | 林 孝子 | 仙台市青葉区一番町一丁目11番2号 | |
| | 山口 哲男 | 仙台市青葉区大町二丁目15番40号 | |

| 管轄区域 | |
|-------------------------|---------------------|
| 庄子 博 | 仙台市青葉区大町一丁目1番22号 |
| 吉田 潤一 | 仙台市青葉区角五郎一丁目1番11号 |
| 阿部 馨一郎 | 仙台市泉区寺岡二丁目9番9号 |
| 竹田 英子 | 仙台市青葉区土樋一丁目7番14号601 |
| 兵庫 淑子 | 仙台市青葉区立町21番5号901 |
| 小野寺 縁 | 仙台市青葉区立町5番5号605 |
| 鈴木 亮一 | 仙台市若林区清水小路1番地の1 |
| 横内 朝子 | 仙台市若林区新寺一丁目6番8号1002 |
| 小屋 広和 | 仙台市泉区黒松一丁目12番11号202 |
| 久保田 實 | 仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目124番8号 |
| 梅原 衛 | 仙台市青葉区一番町四丁目10番16号 |
| 大場 富美子 | 仙台市青葉区荒岩字青葉694番地の3 |
| 菅原 裕順 | 仙台市若林区沖野七丁目39番75号 |
| 田中 耕一 | 仙台市青葉区五橋一丁目1番45号209 |
| 渡辺 俊子 | 仙台市青葉区川内亀岡町66番地の1 |
| 伊藤 博司 | 仙台市青葉区梅田町1番58号 |
| 条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域 | |
| 相澤 雅子 | 仙台市若林区一本杉町26番35号 |
| 玉川 金嘉 | 仙台市太白区四郎丸字吹上69番地の1 |
| 山尾 運章 | 仙台市太白区秋保町湯元字築師99番地 |
| 鈴木 宏一 | 仙台市太白区中田三丁目1番40号 |
| 条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域 | |
| 松本 廣 | 仙台市若林区荒町133番地の13 |
| 西村 由起子 | 仙台市太白区郡山六丁目3番5-7号 |
| 沼田 恵美子 | 仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の3 |
| 玉生 照明 | 仙台市青葉区八幡一丁目8番17号 |
| 澁谷 佳宏 | 仙台市青葉区水の森二丁目17番23号 |
| 郷古 みち子 | 仙台市青葉区川平一丁目10番10号 |
| 中鉢 敦子 | 仙台市青葉区吉成台一丁目8番17号 |
| 小野 雅司 | 仙台市宮城野区原町二丁目5番52号 |
| 大津 優子 | 仙台市宮城野区小田原一丁目7番20号 |
| 森 妙子 | 仙台市宮城野区岩切字鴻巣6番地の1 |
| 米倉 啓子 | 仙台市宮城野区福田町一丁目12番14号 |
| 熊谷 正志 | 仙台市宮城野区東仙台一丁目5番52号 |
| 久富 恵子 | 仙台市宮城野区岩切字中江北1番地の9 |
| 遠藤 美代子 | 仙台市若林区六丁の目北町7番1号 |
| 加藤 けい子 | 仙台市宮城野区白鳥二丁目22番19号 |
| 小松 肇 | 仙台市泉区南光台六丁目19番37号 |
| 佐々木 美保子 | 仙台市泉区加茂一丁目43番地の2 |
| 若生 正吉 | 仙台市泉区野村字西原38番地の1 |
| 桂島 多利男 | 仙台市泉区泉ヶ丘二丁目16番27号 |
| 相澤 強 | 仙台市泉区大沢二丁目9番地の2 |

| | | | |
|------------------------|------------------------|--------------------|------------------|
| 条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域 | 高橋 宏子 | 仙台市泉区虹の丘一丁目4番地の5 | |
| | 菅原 周一 | 塩竈市桜ヶ丘2番19号 | |
| | 鈴木 安子 | 七ヶ浜町字東宮浜字鶴ヶ浜42番地の1 | |
| | 斎藤 晴美 | 多賀城市伝上山三丁目16番22号 | |
| | 鈴木 邦彦 | 多賀城市八幡四丁目7番5号 | |
| | 貝山 昭子 | 利府町神谷沢字後沢47番地の18 | |
| | 狭間 識 | 塩竈市尾島町27番27号 | |
| | 武石 繁雄 | 塩竈市中の島4番1号 | |
| | 松田 孝昭 | 多賀城市中央二丁目11番20号 | |
| | 条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域 | 庄司 貞夫 | 名取市大手町三丁目516番12号 |
| | | 庄司 榮子 | 名取市増田九丁目2番22号 |
| | | 高橋 壽昭 | 大和町吉岡南一丁目35番地の5 |
| | 条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域 | 堀籠 直子 | 富谷町志戸田野田31番地4 |
| 保積 克彦 | | 石巻市清水町二丁目14番28号 | |
| 福村 勉 | | 石巻市開北一丁目9番29号 | |
| 条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域 | 阿部 俊一 | 石巻市前谷地字樋口40番地1 | |
| | 八木 和広 | 石巻市広瀬字窪田35番地 | |
| | 氏家 國昭 | 東松島市赤井字七反谷地287番地 | |
| | 畑山 ふさ子 | 石巻市塩竈町二丁目5番72号 | |
| | 佐藤 文廣 | 石巻市住吉町二丁目2番2号 | |

| | | |
|-------------------------|------------------|--------------------|
| 条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域 | 渡邊 正一 | 石巻市南中里三丁目3番15号 |
| | 土井 健雄 | 東松島市赤井字館前117番地1 |
| | 田村 百合子 | 石巻市真山一丁目15番13-8号 |
| | 伊藤 克人 | 気仙沼市本浜町一丁目6番20号 |
| | 幡野 玲子 | 気仙沼市沢田3番1号 |
| | 齋藤 泰子 | 気仙沼市岩月千岩田245番地2 |
| | 吉田 恵子 | 登米市迫町佐沼字錦33番地 |
| | | 羽生 進 |
| | 尾形 勝徳 | 登米市登米町寺池前舟橋90番地 |
| | | 林 三治 |
| | 山崎 佳彦 | 石巻市飯野字宮下南117番地 |
| | | 今野 千代以 |
| | 菅原 民子 | 南三陸町入谷字桜葉沢401番地 |
| 佐藤 ふみ糸 | | 南三陸町志津川字廻館15番地の119 |
| 我妻 初子 | 大崎市古川大宮二丁目6番30号 | |
| | 浅野 拓志 | 大崎市古川栄町2番21号 |
| 嶋田 穎夫 | 大崎市田尻字町16番2号 | |
| 小池 孝一 | 大崎市古川若葉町一丁目12番1号 | |
| 遠山 昇 | 大崎市鹿島台木間塚字阿久戸1番地 | |
| 鈴木 和江 | 大崎市古川馬柳字不動2番地 | |

| | | |
|-------------------------|---------|-------------------|
| 条列別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域 | 平塚 信志 | 涌谷町涌谷字小人町17番地 |
| | 渡辺 恵里子 | 美里町北浦字山前1番地97 |
| 条列別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域 | 莊司 大功 | 栗原市若柳字川南町浦96番地 |
| | 関川 吉朗 | 栗原市栗駒稲屋敷坂下34番地 |
| 条列別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域 | 三浦 文夫 | 栗原市築館字下宮野28番地 |
| | 真山 信治 | 栗原市高清水要の森79番地 |
| 条列別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域 | 高橋 陽子 | 大崎市鳴子温泉鬼首字蟹沢18番地1 |
| | 千葉 善昭 | 大崎市岩出山字東川原10番地17 |
| 条列別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域 | 佐藤 長栄 | 加美町字岡町41番地 |
| | 佐々木 みね子 | 色麻町高城字上の原47番地3 |
| 条列別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域 | 酒井 勝久 | 大河原町字東新町21番地6 |
| | 加茂 康子 | 柴田町上名生字新大原141番地2 |
| 条列別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域 | 沼田 善春 | 川崎町大字本砂金字道畑15番地 |
| | 佐藤 茂嘉 | 大河原町字荒町59番地1 |
| 条列別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域 | 武藤 和枝 | 柴田町船岡中央三丁目10番13号 |
| | 小室 正 | 村田町大字足立字寺人4番地3 |
| 条列別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域 | 半澤 勝雄 | 白石市越河平字久保4番地 |
| | 齋藤 三木 | 白石市字西益岡町8番7号 |
| 条列別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域 | 山 正三 | 白石市字堂場前145番地 |
| | 齋藤 謙一 | 丸森町小湊字小佐田78番地 |

| | | |
|------------------------|-------|-----------------|
| 管轄区域 | 齋藤 賢一 | 角田市横倉字明地198番地1 |
| 条列別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域 | 三品 信夫 | 亘理町逢隈田沢字堰下205番地 |
| | 半田 | 亘理町字倉庭39番地3 |

正 張

○風貨車公線線111回31号(平成22年4月16日付) 申

| | | | | | |
|-----|-----|-----------|---------|---|-----------|
| ピーク | 111 | 15 | 16 | 申 | 張 |
| | | 城田小牛田停車場線 | 小牛田停車場線 | | 新町小牛田停車場線 |
| | | | 小牛田停車場線 | | 小牛田停車場線 |